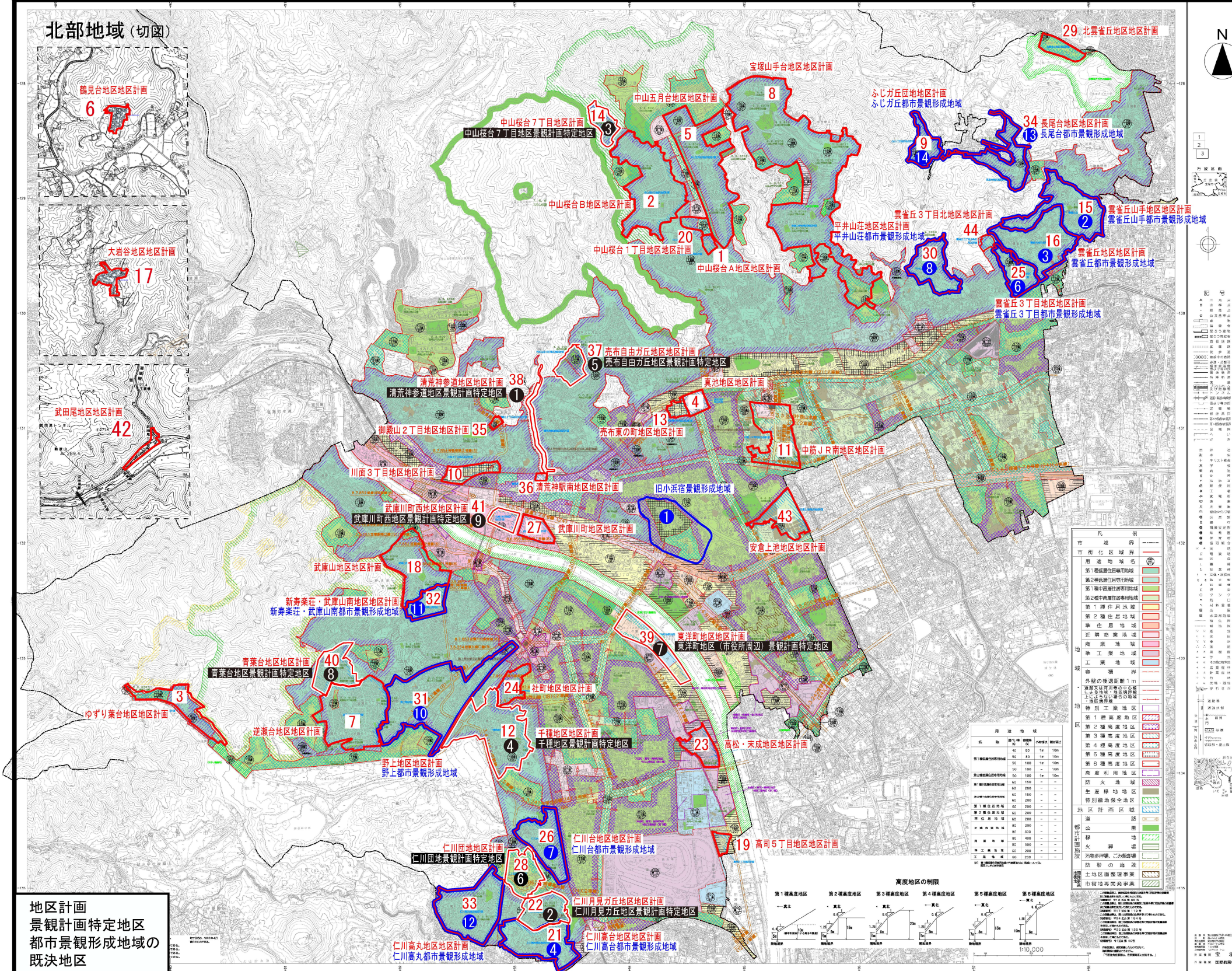




■景観（全域）について

市域全域が景観計画区域です。

【市街化区域】

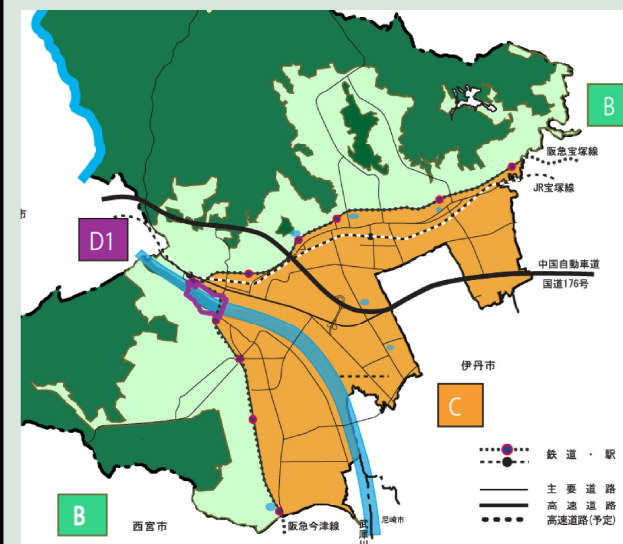
B 山麓部市街地

…阪急線路敷から北西側（山手側）

C 平野部市街地

…阪急線路敷から南東側（武庫川～阪急線路敷）

※住所より検索するにはこちら →
(それぞれの基準は
窓口パンフレットにてご確認ください)



■地区計画・景観計画特定地区・都市景観形成地域

地区計画区域 (44地区)

(区域は、市HP「宝塚市地図情報」にてご確認ください)

景観計画特定地区 (9地区)

都市景観形成地域 (12地区)

(※「宝塚市地図情報」にて検索不可ですが、
旧小浜宿景観形成地域以外は、
地区計画がなければ指定はありません。)



その他（よくご質問のある項目について）

■防火地域 逆瀬川駅付近・宝塚南口駅付近のみ該当（「宝塚市地図情報」にてご確認ください）

■準防火地域 市内該当なし

■22条区域 用途地域の指定がある区域は建築基準法第22条区域（防火地域を除く）※詳細は所管課（建築指導課）まで

■風致地区 市内該当なし

■立地適正化計画 居住誘導区域：市街化区域（土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、生産緑地地区、都市公園は除く）

その他内容についてはこちら→



■屋外広告物 兵庫県屋外広告物条例を適用しています 内容等についてはこちら→

